

町有施設等清掃業務委託（委託長期継続契約）

共通仕様書

1 目的

町有施設等清掃業務（以下「本業務という。」）は、庁舎等施設内外の汚れを除去すること及び汚れを予防することにより、庁舎等施設を良好な状態に維持し、衛生的な環境の確保を目的とする。

2 契約期間

契約確定日から令和 10 年 12 月 31 日まで

3 業務の履行期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日まで

4 清掃業務を行う施設及び回数等

受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）が前記 3 に規定する期間において、別紙「年度別清掃実施内訳表」のとおり清掃を行うものとする。

5 清掃業務の実施内容

別紙「年度別清掃実施内訳表」に規定する施設について、別添の個別仕様書に規定した方法等により本業務を行うものとする。なお、清掃日については個別仕様書に定めるもののほかについては、原則甲乙協議して決定するものとする。

6 業務の完了及び検査

- (1) 乙は前記 4 に規定する年度毎に清掃が終了したときは、直ちに当該年度の完了届を甲に提出するものとする。
- (2) 甲は前号に規定する完了届が提出されたときはその日から 7 日以内に業務の完了について検査するものとする。

7 委託料の支払い

- (1) 乙は上記 6 に規定する検査に合格したときは、前記 3 に規定する期間の年度毎に所定の手続きに従って支払いの請求ができるものとする。
- (2) 甲は前号の規定による支払いの請求があったときは、その日から 30 日以内に支払うものとする。

8 費用の負担

乙は、委託業務を実施するために必要な次の経費を負担するものとする。

- (1) 委託業務に必要な機械器具類及び消耗品類に要する経費
- (2) その他本業務に附帯する経費（光熱水費を除く。）

9 その他

本仕様書及び個別仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、乙と甲とで協議して定めるものとする。なお、本事業の実施にあたり、業務内容に協議を要しない軽微な変更については、甲の指示に従うものとする。

年度別清掃実施内訳表

施 設 名	清掃種別	令和7年度 (令和8年1月1日～令和8年3月31日)	令和8年度 (令和8年4月1日～令和9年3月31日)	令和9年度 (令和9年4月1日～令和10年3月31日)	令和10年度 (令和10年4月1日～令和10年12月31日)	計
役場本庁舎	日常清掃	37	155	154	116	462
	定期清掃	0	1	1	1	3
	硝子清掃	0	2	2	2	6
	タイルカーペット清掃	0	1	1	1	3
	外タイル・犬走り	0	1	1	1	3
役場西庁舎	日常清掃	25	102	104	77	308
	定期清掃	0	1	1	1	3
保健センター	日常清掃	13	52	51	39	155
	定期清掃	0	2	2	2	6
	硝子サッシ清掃	0	1	1	1	3
	フィルタ清掃	0	2	2	2	6
	カーペット清掃	0	1	1	1	3
	タイル清掃	0	1	1	1	3
	網戸清掃	0	1	1	1	3
	換気扇清掃	0	1	1	1	3
	レンジフード清掃	0	1	1	1	3
	外壁清掃	0	1	1	1	3
瓦町公衆トイレ	日常清掃	12	51	52	39	154
友ゆうアールトイレ	日常清掃	12	51	52	39	154
とんやの郷	日常清掃	86	359	360	272	1077
	定期清掃（フローリング）	1	2	2	1	6
	定期清掃（タイル他）	1	2	2	1	6
	ガラス清掃	0	1	1	1	3
	ガラス清掃（高所）	0	1	1	1	3
おりもの展示館	定期清掃	1	4	4	3	12
	硝子清掃	1	1	1	0	3
からりこ館	定期清掃	1	4	4	3	12
	硝子清掃	1	1	1	0	3
道の駅トイレ及び外周	日常清掃	90	365	366	275	1096
	定期清掃	0	1	1	1	3
	ペットボトル等回収	3	12	12	9	36
中央公民館	定期清掃	3	12	12	9	36
	日常清掃	46	192	194	147	579
	硝子清掃	1	2	2	1	6
	フィルター清掃	1	2	2	1	6
羽山の森美術館	定期清掃	1	1	1	0	3
	硝子清掃	1	1	1	0	3
おじまふるさと交流館	定期清掃	1	2	2	1	6
	硝子清掃	1	1	1	0	3
川俣町体育館	メインアリーナ定期清掃	0	1	1	1	3
	サブアリーナ定期清掃	0	1	1	1	3
	長尺シート定期清掃	1	4	4	3	12
	硝子清掃	0	1	1	1	3
	日常清掃	24	102	102	78	306
川俣町合宿所	定期清掃	1	2	2	1	6
	長尺シート定期清掃	1	2	2	1	6
	硝子清掃	1	1	1	0	3
農村広場トイレ・倉庫棟	日常清掃	3	18	18	15	54
地区体育館トイレ	日常清掃	12	51	52	39	154
子どもの屋内運動場	フィルター清掃	0	2	2	2	6
	硝子清掃	0	1	1	1	3
	長尺床清掃	0	1	1	1	3
集会所	日常清掃	6	24	24	18	72
中央公園	日常清掃	25	103	104	77	309

川俣町役場庁舎 清掃業務個別仕様書

川俣町役場庁舎の清掃業務は、この仕様書に従って実施するものとするが、この仕様書は作業の概要を示すもので、甲が建物管理上又は美観上必要と認めた軽微な作業については、本仕様書で定めていない事項についても、委託金の範囲内において実施するものとする。

また、清掃業務は次の「定期清掃」及び「日常清掃」を実施するものとする。

【定期清掃】

1 清掃業務の実施

清掃は次により行う。

(1) 定期清掃

- | | |
|----------------|-------|
| ① 長尺 | 年 1 回 |
| ② フローリング | 年 1 回 |
| (2) 硝子清掃 | 年 2 回 |
| (3) タイルカーペット清掃 | 年 1 回 |
| (4) 外タイル・犬走り | 年 1 回 |

2 清掃方法

(1) 定期床面清掃

- ① 椅子、テーブル、ついたて等移動可能なものを移動する。
- ② 床面にクリーナー液を塗布し、洗浄機器を使用し洗浄する。
- ③ 汚水を吸引後拭きあげる。
- ④ 乾燥後、樹脂ワックスをモップで塗布する。
- ⑤ 乾燥し仕上げる。

(2) その他

清掃は効率的且つ迅速に行い粗漏のないよう注意すること。

3 清掃日時

- (1) 定期床面清掃は原則として土曜日、又は甲の指示する日

4. 清掃の場所

(1) 定期清掃

- | | | | |
|----------|----|---|-----------------------|
| ① 長尺 | 面積 | — | 663.6 m ² |
| ② フローリング | 面積 | — | 848.97 m ² |

(2) 硝子清掃

窓硝子	面積	—	1794.2 m ² (両面。片面 897.1 m ²)
-----	----	---	---

(3) タイルカーペット清掃

タイルカーペット	面積	—	1856.52 m ²
----------	----	---	------------------------

(4) 外タイル・犬走り

① 外タイル	面積	—	330.45 m ²
--------	----	---	-----------------------

② 犬走り	面積	—	135.07 m ²
-------	----	---	-----------------------

5 清掃方法

(1) 床面清掃

※定期清掃回数の範囲において、総務課の指示により、計画的に全庁床面のワックス剥離作業による汚れの除去を行うこと。

- ① 椅子、テーブル、ついたて等移動可能なものを移動する。
- ② 床面にクリーナー液を塗布し、洗浄機器を使用して洗浄し、汚水吸引後、モップで拭きあげる。
- ③ 乾燥後、樹脂ワックスを塗布し、つやだしを図ること。
- ④ 床面に汚れが生じた場合、その都度毎に、ワックス剥離作業により汚れの除去を行うこと。
- ⑤ フローリング床材においては、材質に適応した清掃方法を行う。

(2) 硝子清掃

硝子専用クリーナーを使用し、スクイジー及びクロス拭き仕上げをする。なお、手の届かない高所作業の場合、高所作業車使用とし、作業の際は事故のないよう十分留意すること。

(3) タイルカーペット清掃

酵素を使用し、スチーム洗浄とする。(残留洗剤をなくすため。)

(4) 外タイル・犬走り

洗剤を使用し、洗浄機器にて洗浄とする。

【日常清掃】

1 清掃の実施

清掃は次により実施する。

- (1) 日常清掃 週3回（閉庁日を除く月・水・金曜日）
（午前8時30分から午後5時までの間、常駐し作業する）

2 清掃業務の内容

- ・玄関マット類の清掃（吸塵・水拭き）
- ・ドアガラススポット清掃
- ・屑入れ、灰皿内容物回収処理
- ・床面スポット掃き拭き
- ・トイレ内清掃
- ・ゴミ処理（湯沸室ゴミ含む）
- ・消耗品補充（トイレットペーパー等）
- ・掃き、拭き
- ・バキューム掛け、スポット拭き
- ・使用した部屋の清掃

3 清掃方法

(1) 床面清掃

1階執務室を除く床面全部、2階執務室を除く床面全部、3階議場及び委員会室を除く床面全部 清掃床面積 — 1,118㎡

- ① 椅子、テーブル、ついたて等移動可能なものを移動する。
- ② ゴミやホコリ等を入念に除去する。
- ③ モップで空拭きし、汚れを駆除する。

(2) 便所清掃

各階の男子トイレ及び女子トイレ、多機能トイレ

男 子	大便器	12箇所
	小便器	24箇所
女 子	大便器	15箇所
多機能	大便器	3箇所

トイレ専用クリーナーを使用し清掃する。

(4) その他

清掃は効率的且つ迅速に行い粗漏のないよう注意すること。

4 その他

施設等から排出される廃棄物は、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、適正に処理すること。

川俣町役場西分庁舎 清掃業務個別仕様書

川俣町役場西分庁舎の清掃業務は、この仕様書に従って実施するものとするが、この仕様書は作業の大要を示すもので、甲が建物管理上又は美観上必要と認めた軽微な作業については、本仕様書で定めていない事項についても、委託金の範囲内において実施するものとする。

1 清掃業務の実施

清掃は次により実施する

- (1) 定期清掃 年 1 回
- (2) 日常清掃 週 2 回（閉庁日を除く月・水・金曜日）

2 清掃の場所

- (1) 定期清掃 執務室床面
- (2) 日常清掃 便所（大便器 2 箇所）、トイレ内床面、洗面台

3 清掃方法

(1) 定期清掃

- ① 椅子、テーブル、衝立等の移動可能なものを移動する。
- ② 床面にクリーナー液を塗布し、洗浄機器を使用して洗浄する。
- ③ モップで空拭きする。
- ④ 乾燥後樹脂ワックスを塗布する。
- ⑤ 乾燥し仕上げる。

(2) 日常清掃

清掃個所に応じて、自在箒による掃き掃除、モップによる水拭き及び空拭き、洗剤等による洗浄

(3) その他

清掃は効率的且つ迅速に行い粗漏のないよう注意すること。

川俣町保健センター清掃業務個別仕様書

川俣町保健センターの清掃業務は、この仕様書に従って実施するものとするが、この仕様書は作業の概要を示すもので、甲が建物管理上又は美観上必要と認めた軽微な作業については、本仕様書で定めていない事項についても、委託金の範囲内において実施するものとする。

1 清掃業務の実施

清掃は次により実施する。

(1) 定期床面清掃	年 2 回
(2) 日常清掃	週 1 回 (8:30~12:30 4 時間)
(3) 硝子清掃及びサッシ廻り清掃	年 1 回
(4) 空調機フィルター清掃	年 2 回
(5) カーペットクリーニング	年 1 回
(6) 玄関及び外回りタイル洗浄	年 1 回
(7) 網戸清掃	年 1 回
(8) 換気扇清掃	年 1 回
(9) 調理室レンジフード清掃	年 1 回
(10) 外壁清掃	年 1 回

2 清掃の場所

(1) 定期床面清掃

和室、倉庫、電気室部分を除く床面全部

清掃床面積 — 239.3 m²

(2) 日常清掃

便所清掃

男子 大便器 1 箇所 多目的 1 箇所

小便器 3 箇所

女子 大便器 5 箇所

多目的ホール、ロビー

(3) 硝子清掃(両面)

窓硝子、間仕切り硝子、硝子戸全部 硝子面積 — 122.00 m²

(4) 空調機フィルター全部

・ 1.0m×1.0m×6 箇所 = 2.00 m² ・ 1.2m×0.3m×1 箇所 = 0.36 m²

・ 2.0m×0.8m×6 箇所 = 9.60 m² ・ 1.0m×0.3m×8 箇所 = 2.40 m²

・ 0.9m×0.3m×1 箇所 = 0.27 m² ・ 1.6m×0.8m×5 箇所 = 6.40 m²

(5) カーペットクリーニング (酵素を使用し、スチーム洗浄を行う。)

カーペット部分全部 カーペット面積 — 348.2 m²

(6) 玄関及び外回りタイル洗浄

玄関及び外回りタイル全部

玄関及び外廻りタイル面積 — 267.34 m²

(7) 網戸 網戸全部 (44枚)

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| ・ 1.60×0.85×5 枚=6.80 m ² | ・ 0.76×0.36×8 枚=2.19 m ² |
| ・ 1.70×1.22×4 枚=8.30 m ² | ・ 0.60×0.30×4 枚=0.72 m ² |
| ・ 1.66×0.76×3 枚=3.78 m ² | ・ 1.40×0.80×6 枚=6.72 m ² |
| ・ 1.60×0.57×8 枚=7.30 m ² | ・ 0.47×0.26×2 枚=0.24 m ² |
| ・ 1.60×1.70×4 枚=10.88 m ² | |

(8) 換気扇清掃 換気扇全部 35 基 (0.45×0.45)

(9) 調理室レンジフード清掃 (内・外面) 5 基 (1.0×1.0×0.6)

(10) 外壁清掃

事務室前の外壁部とし、窓直下部分(1.0m×12.5m=12.5 m²)

3 清掃日

- (1) 定期、その他の清掃は甲乙協議して決定する。

瓦町公衆トイレ 清掃業務個別仕様書

瓦町公衆トイレの清掃業務は、この仕様書に従って実施するものとするが、この仕様書は作業の大要を示すもので、甲が建物管理上又は美観上必要と認めた軽微な作業については、本仕様書で定めていない事項についても、委託金の範囲内において実施するものとする。

1 清掃の実施

清掃は次により実施する。

(1) 日常清掃 週 1 回 (木曜日)

2 清掃の場所	便所	大便器	3 箇所
		小便器	3 箇所
	床 面		
	洗面台		

3 清掃方法

- (1) 清掃個所に応じて、自在箒による掃き掃除、モップによる水拭き及び空拭き、洗剤等による洗浄。
- (2) 清掃は効率的且つ迅速に行い粗漏のないよう注意すること。

川俣町友ゆうプールのトイレ 清掃業務個別仕様書

川俣町友ゆうプールのトイレの清掃業務は、この仕様書に従って実施するものとするが、この仕様書は作業の概要を示すもので、甲が建物管理上又は美観上必要と認めた軽微な作業については、本仕様書で定めていない事項についても、委託金の範囲内において実施するものとする。

1 清掃の実施

清掃は次により実施する。

(1) 日常清掃 週 1 回 (木曜日)

2 清掃の場所	便所	大便器	3箇所
		小便器	3箇所
	床 面		
	洗面台		

3 清掃方法

- (1) 清掃箇所に応じて、自在箒による掃き掃除、モップによる水拭き及び空拭き、洗剤等による洗浄。
- (2) 清掃は効率的且つ迅速に行い粗漏のないよう注意すること。

川俣町農村広場トイレ及び倉庫棟 清掃業務個別仕様書

川俣町農村広場トイレ及び倉庫棟の清掃業務は、この仕様書に従って実施するものとする。
ただし、この仕様書は作業の概要を示すもので、甲が建物管理上又は美観上必要と認めた軽微な作業については、本仕様書で定めていない事項についても、委託金の範囲内において実施するものとする。

1 清掃の実施

清掃は次により実施する。

- (1) 清掃期間 4月から翌年3月までの期間。
- (2) 清掃回数 4月・11月・12月は月1回。
5月・6月・7月・8月・9月・10月は月2回
- (3) 清掃日時 原則として4月、11月～3月は第2木曜日。
5月～10月は、第2木曜日及び第4木曜日。
※ただし、甲より指示のあった場合はこの限りではない。

2 清掃の場所

- (1) トイレ全般 床、壁、手洗い場、清掃用具入れ
 - 男子 大便器 2箇所、小便器 5箇所
 - 女子 大便器 5箇所
 - 多目的 大便器 1箇所
 - オムツ替え台 1台
- (2) 更衣室 男子 1箇所
女子 1箇所
- (3) 倉庫 1箇所 59.5㎡

3 清掃方法等

(1) 日常清掃

清掃個所に応じて、自在箒による掃き掃除、モップによる水拭き及び空拭き、洗剤等による洗浄、くもの巣等の除去を行う。

また、大便器・小便器等のつまりがあった場合、解消に努める。

(2) その他

- ・清掃は、効率的かつ迅速に行い粗漏のないよう注意すること。
- ・倉庫等、施錠されている場所の清掃については川俣町の指示に従うこと。
- ・以下の状態を確認した場合は川俣町に速やかに連絡すること。
 - ①トイレの故障や破損を発見した場合。
 - ②毎清掃時にトイレ水洗の動作確認を行い、動作に異常があった場合。

川俣町おりもの展示館 清掃業務個別仕様書

川俣町おりもの展示館清掃業務は、この仕様書に従って実施するものとするが、この仕様書は作業の概要を示すもので、甲が建物管理上又は美観上必要と認めた軽微な作業については、本仕様書で定めていない事項についても、委託金の範囲内において実施するものとする。

1 清掃の実施

清掃は次により実施する。

- (1) 定期清掃 年 4 回（原則として甲の指定する休館日）
- (2) 硝子清掃 年 1 回（原則として甲の指定する日）

2 清掃の場所

- (1) 定期清掃 機械室、展示ケース、収納棚、収蔵庫を除く床面全部
トイレの大便器・小便器、洗面台、鏡、床面
男子 大便器 1 箇所、小便器 1 箇所
女子 大便器 2 箇所
清掃床面積 — 4 5 7 . 4 2 m²

- (1) 窓硝子全部（両面）※ 2 階南側部分を除く

硝子面積 — 3 3 8 m²

3 清掃方法

- (1) 定期清掃

- ① 椅子、テーブル、ついたて等移動可能なものを移動する。
- ② 床面にクリーナー液を塗布し、洗浄機器を使用し洗浄する。
- ③ 汚水を吸引除去し、モップで空拭きする。
- ④ 乾燥後、樹脂ワックスを塗布する。
- ⑤ 乾燥し仕上げる。

- (2) 硝子清掃

硝子清掃は両面とし、専用クリーナーを使用し、スクイジー及びクロス拭き仕上げをする。外回り高所のこびり付き等の汚損部はカッターを使用する。

- (3) その他

清掃は効率的且つ迅速に行い粗漏のないよう注意すること。

からりこ館 清掃業務個別仕様書

からりこ館の清掃業務は、この仕様書に従って実施するものとするが、この仕様書は作業の大要を示すもので、甲が建物管理上又は美観上必要と認めた軽微な作業については、本仕様書で定めていない事項についても、委託金の範囲内において実施するものとする。

1 清掃の実施

清掃は次により実施する。

- (1) 定期清掃 年4回（原則として甲の指定する休館日）
- (2) 硝子清掃 年1回（原則として甲の指定する日）

2 清掃の場所

- (1) 定期清掃 倉庫、物入、染色体験室を除く床面全部
トイレの大便器・小便器、洗面台、鏡、床面
男子 大便器1箇所、小便器 1箇所
女子 大便器2箇所
清掃床面積 — 201.24㎡
- (2) 硝子清掃 窓硝子全部（両面）※トップライト部分除く
硝子面積 — 300㎡

3 清掃方法

- (1) 定期清掃
 - ① 椅子、テーブル、衝立等の移動可能なものを移動する。
 - ② 床面にクリーナー液を塗布し、洗浄機器を使用して洗浄する。
 - ③ モップで汚水を除去し空拭きする。
 - ④ 乾燥後、樹脂ワックスを塗布する。
 - ⑤ 乾燥し仕上げる。
- (2) 硝子清掃
硝子専用クリーナーを使用し、スクイジー及びクロス拭き仕上げをする。
外回り高所の、こびり付き等の汚損部はカッターを使用する。
- (2) その他
清掃は効率的且つ迅速に行い粗漏のないよう注意すること。

川俣町道の駅トイレ及び外周日常清掃 清掃業務個別仕様書

川俣町道の駅トイレ及び外周の清掃業務は、この仕様書に従って実施するものとするが、この仕様書は作業の概要を示すもので、甲が建物管理上又は美観上必要と認めた軽微な作業については、本仕様書で定めていない事項についても、委託金の範囲内において実施するものとする。

また、清掃業務は次の「定期清掃」及び「日常清掃」を実施するものとする。

【定期清掃】

1 清掃の実施

清掃は次により実施する。

- (1) 定期清掃 年 1 回
- (2) ペットボトル等分別整理 毎日

2 清掃の場所

- (1) トイレ内壁面及び壁面に付随する照明
- (2) 硝子清掃高所（トイレ内）硝子、網戸
- (3) 自販機周辺に設置されたゴミ箱内のペットボトル、缶及びビンの分別整理作業

【日常清掃】

1 清掃の実施

清掃は次により実施する。

- (1) 日常清掃 週 7 回（月に 1 日は実施しない。）
（午前 9 時から 11 時、午後 3 時から 5 時の 4 時間）

2 清掃場所

- | | | | |
|--------|---------|---------|------|
| (1) 便所 | 男子 | 大便器（洋式） | 1 箇所 |
| | | 大便器（和式） | 1 箇所 |
| | | 小便器 | 9 箇所 |
| | | ゆったりトイレ | 2 箇所 |
| 女子 | 洋 式 | 5 箇所 | |
| | 和 式 | 4 箇所 | |
| | ゆったりトイレ | 2 箇所 | |

床面 — 94.1 m²

洗面台、鏡、窓硝子（窓硝子については汚れがある場合のみ実施）

- (2) 通路（便所敷地部分） 238.1 m²
- (3) 壁面、天井、軒下等のくもの巣除去
- (4) 外周清掃箇所

川俣町道の駅トイレ、川俣町織物展示館、からりこ館、銘品館シルクピア及び情報館の外周と駐車場

3 清掃方法

清掃個所に応じて、洗浄機器洗浄、自在箒による掃き掃除、モップによる水拭き及び空拭き、洗剤等による洗浄。

また、トイレ内において床面への垂れこぼし等の汚損により、臭気が発生した場合、適宜、消臭剤の散布を行う。

塵芥の分別作業を行い、指定収集日(指定時間内)において指定の収集所へ搬出する。

4 その他

消臭剤の購入に係る費用については乙の負担とする。

川俣町中央公民館 清掃業務個別仕様書

川俣町中央公民館の清掃業務は、この仕様書に従って実施するものとするが、この仕様書は作業の大要を示すもので、甲が建物管理上又は美観上必要と認めた軽微な作業については、本仕様書で定めていない事項についても、委託金の範囲内において実施するものとする。

また、清掃業務は次の「定期清掃」及び「日常清掃」を実施するものとする。

【定期清掃】

1 清掃業務の実施

清掃は次により実施する。

(1) 定期清掃 年 12 回（月曜日、又は甲の指示する日とする）

①ホール 1 階・ホワイエ

②ホール 2 階

③研修棟・1 階ロビー・図書室

第 4 研修室・北階段

④ 2 階・3 階その他の研修室

(2) 硝子清掃 年 2 回

(3) 空調機フィルター清掃 年 2 回

2 清掃の場所

(1) 床面清掃

床面全部 清掃床面積 — 3 2 4 2 . 9 6 m²

（ホール 625 m²、図書室（カーペット）139 m²を含む）

(2) 便所清掃

各階の男子トイレ、女子トイレ及び多目的トイレ

男子 大便器 1 3 箇所

小便器 1 6 箇所

女子 大便器 1 5 箇所

(3) 硝子清掃

窓硝子全部 硝子面積 — 4 9 5 . 2 1 m²

(4) 空調機フィルター

- ・ $0.5\text{m} \times 0.4\text{m} \times 21$ 個所 = 4.2 m^2
- ・ $0.3\text{m} \times 0.3\text{m} \times 7$ 個所 = 0.63 m^2
- ・ $0.8\text{m} \times 0.25\text{m} \times 9$ 個所 = 1.8 m^2
- ・ $0.6\text{m} \times 0.6\text{m} \times 32$ 個所 = 11.52 m^2
- ・ $0.2\text{m} \times 0.2\text{m} \times 39$ 個所 = 1.56 m^2
- ・ $0.5\text{m} \times 0.5\text{m} \times 4$ 個所 = 1.00 m^2

3 清掃方法

(1) 床面清掃

※定期清掃回数の範囲において、生涯学習課の指示により、計画的に全館床面のワックス剥離作業による汚れの除去を行うこと。

- ① 椅子、テーブル、ついたて等移動可能なものを移動すること。
- ② 床面にクリーナー液を塗布し、洗浄機器を使用して洗浄し、モップで空拭きすること。
- ③ 乾燥後、樹脂ワックスを塗布し、つやだしを図ること。
- ④ 床面に汚れが生じた場合、その都度毎に、ワックス剥離作業により汚れの除去を行うこと。
- ⑤ 図書室（カーペット）はクリーナー清掃すること。

(2) 硝子清掃

硝子専用クリーナーを使用し、スクイジー及びクロス拭き仕上げをすること。

(3) その他

清掃は効率的且つ迅速に行い粗漏のないよう注意すること。

4 その他

館内から排出される廃棄物は、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、適正に処理すること。

【日常清掃】

1 清掃の実施

清掃は次により実施する。

(1) 日常清掃 週4回

(毎月1回の休館日、年末年始休館日、電気点検による休館日を除く日)
(午前8時30分から午後5時までの間、常駐し作業する。)

2 清掃業務の内容

- ・玄関マット類の清掃（吸塵・水拭き）
- ・ドアガラススポット清掃
- ・屑入れ、灰皿内容物回収処理
- ・床面スポット掃き拭き
- ・トイレ内清掃
- ・ゴミ処理
- ・消耗品補充（トイレットペーパー等）
- ・掃き、拭き
- ・バキューム掛け、スポット拭き
- ・ホワイエ、町民ロビー
- ・使用した部屋及びホール

3 清掃方法

(1) 床面清掃

- ① 椅子、テーブル、ついたて等移動可能なものを移動する。
- ② ゴミやホコリ等を入念に除去する。
- ③ モップで空拭きし、つやだしを図る。

(2) 硝子清掃

硝子専用クリーナーを使用し、スクイジー及びクロス拭き仕上げをする。

(3) 便所清掃

トイレ専用クリーナーを使用し清掃する。

(4) その他

清掃は効率的且つ迅速に行い粗漏のないよう注意すること。

おじまふるさと交流館 清掃業務個別仕様書

おじまふるさと交流館の清掃業務は、この仕様書に従って実施するものとするが、この仕様書は作業の大要を示すもので、甲が建物管理上又は美観上必要と認めた軽微な作業については、本仕様書で定めていない事項についても、委託金の範囲内において実施するものとする。

1 清掃の実施

- (1) 定期清掃 年2回（甲の指定する日）
- (2) 窓硝子清掃 年1回（甲の指定する日）

2 清掃の場所

- (1) 定期清掃 1階－床面全部 955.1㎡（うちカーペット180㎡）
厨房、浴室、浴槽、脱衣室
2階－床面全部 728.4㎡（うち和室208㎡）
各階－トイレ床面、大便器・小便器、洗面台、鏡
- (2) 硝子清掃 窓硝子全部（両面） 301㎡

3 清掃方法

- (1) 定期清掃
 - ① 椅子、テーブル、衝立等の移動可能なものを移動する。
 - ② 床面にクリーナー液を塗布し、洗浄機器を使用して洗浄する。
 - ③ モップで空拭きする。
 - ④ 乾燥後、樹脂ワックスを塗布する。
 - ⑤ 乾燥し仕上げる。
 - ⑥ カーペット清掃については酵素を使用し、スチーム洗浄とする。
- (2) 硝子清掃
硝子専用クリーナーを使用し、スクイジー及びクロス拭き仕上げをする。
外回り高所の、こびり付き等の汚損部はカッターを使用する。
- (3) その他
清掃は効率的且つ迅速に行い粗漏のないよう注意すること。

川俣町体育館 清掃業務個別仕様書

川俣町体育館の清掃業務は、この仕様書に従って実施するものとするが、この仕様書は作業の概要を示すもので、甲が建物管理上又は美観上必要と認めた軽微な作業については、本仕様書で定めていない事項についても、委託金の範囲内において実施するものとする。

1 清掃業務の実施

清掃は次により実施する。

(1) 日常清掃		週 2 回	
(2) 定期清掃	・メインアリーナ	年 1 回	1, 8 9 2. 0 m ²
	・サブアリーナ	年 1 回	4 4 6. 3 m ²
	・長尺シート	年 4 回	1, 3 9 1. 6 m ²
	・硝子清掃	年 1 回	1, 0 2 1. 0 m ²
	・絨 毯		1 3 5. 0 m ²
	・タイル・コンクリート		5 6 5. 4 m ²
	・器具庫室	(年 1 回)	3 1 9. 0 m ²

2 清掃の場所及び方法等

(1) 日常清掃

	項 目	作 業 内 容
1	玄関まわり	・ 玄関マット類の清掃（吸塵・水拭き） ・ ドアガラススポット清掃 ・ 屑入れ、灰皿内容物回収処理 ・ 床面スポット掃き拭き
2	トイレ	・ トイレ内清掃 ・ ゴミ処理 ・ 消耗品補充
3	各室内（事務室、用務室を除く）	・ 掃き、拭き ・ バキューム掛け ・ スポット拭き
4	長尺シート	・ 掃き、拭き ・ スポット水拭き
5	絨 毯	バキューム掛け (パイルブラシ付アップライトバキューム作業)
6	駐車場・犬走り	・ 屑入れ、灰皿内容物回収処理 ・ 荒ゴミ拾い掃き

7	アリーナ	・床面掃き、拭き（水分禁止のためスポット拭き）
---	------	-------------------------

(2) 定期清掃

ワックス・洗剤の指定 [シーバイエス(旧ジョンソン)]

- ・洗剤 ムリンフォワード
- ・仕上剤 グランドスラム

	項 目	回数	作 業 内 容
1	各室内(事務室を含む) 長尺シート	3 月に 1 回	表面洗浄作業 ・クリーナー塗布 ・洗浄機器 ・バキューム (汚水除去) ・拭き上げ (荒拭き・中拭き・乾拭き) ・乾燥 ・仕上剤塗布 ・乾燥
2	器具庫室	年 1 回	・クリーナー洗浄 ・汚水除去 ・拭き上げ ・仕上剤塗布 1 回
3	硝 子	年 1 回	・洗剤クリーニング ・スポット水拭き
4	アリーナ	年 1 回	・移動可能なものを移動する。 ・洗浄機器にて砂、ダストを取り除く。 ・モップでカラ拭きをする。
5	絨毯清掃	年 1 回	・酵素を使用しスチーム洗浄をする
6	タイル及びコン クリート清掃	年 1 回	・クリーナー洗浄 ・拭き上げ

川俣町合宿所 清掃業務個別仕様書

川俣町合宿所の清掃業務は、この仕様書に従って実施するものとするが、この仕様書は作業の概要を示すもので、甲が建物管理上又は美観上必要と認めた軽微な作業については、本仕様書で定めていない事項についても、委託金の範囲内において実施するものとする。

1 清掃の実施

清掃は次により実施する。

- | | | |
|-----------|-------------------------|-------|
| (1) 床面清掃 | (4 9 4 m ²) | 年 2 回 |
| (2) 長尺シート | (1 2 9 m ²) | 年 2 回 |
| (3) 硝子清掃 | (2 5 6 m ²) | 年 1 回 |
| (4) 浴室清掃 | | 年 2 回 |

2 清掃方法

(1) 床面清掃、長尺シート清掃

- ① 椅子、テーブル、ついたて等移動可能なものを移動する。
- ② 床面にクリーナー液を塗布し、洗浄機器を使用して洗浄する。
- ③ モップで空拭きする。
- ④ 乾燥後、樹脂ワックスを塗布する。
- ⑤ 乾燥し仕上げる。

(2) 硝子清掃

硝子専用クリーナーを使用し、スクイジー及びクロス拭き仕上げをする。

(3) 浴室清掃

- ① 床は適性洗剤を用いて、ブラシ等により洗浄する。
- ② 浴槽はスポンジで適性洗剤を塗布して洗浄する。
- ③ 排水溝及び排水口はごみを収集する。
- ④ 水栓・シャワー・金具等はスポンジで適正洗剤を塗布して洗浄する。
- ⑤ 鏡は、適正洗剤を用いて拭き、乾布して洗浄する。
- ⑥ 天井・壁は適性洗剤を塗布して洗浄する。
- ⑦ 出入り口の扉は、汚れた部分を水拭き又は適正洗剤を用いて除去する。

- (3) 清掃は効率的且つ迅速に行い粗漏のないよう注意すること。

地区体育館 清掃業務個別仕様書

地区体育館の清掃業務は、この仕様書に従って実施するものとするが、この仕様書は作業の大要を示すもので、甲が建物管理上又は美観上必要と認めた軽微な作業については、本仕様書で定めていない事項についても、委託金の範囲内において実施するものとする。

1 清掃の実施

清掃は次により実施する。

(1) 日常清掃 週1回（毎週木曜日）

2 清掃の場所

(1) 川俣町福沢体育館	外トイレ	大便器	1箇所
		小便器	1箇所
		床面、壁面	

(2) 川俣町富田体育館	トイレ	大便器	1箇所
		小便器	1箇所
		床面、壁面	

(3) 川俣町福田体育館	トイレ	大便器	1箇所
		小便器	1箇所
		床面、壁面	

(4) 川俣町飯坂体育館	トイレ	大便器	1箇所
		小便器	1箇所
		床面、壁面	

(5) 川俣町南体育館	トイレ	大便器	1箇所
		小便器	1箇所
		床面、壁面	

3 清掃方法

- (1) 清掃個所に応じて、自在箒による掃き掃除、モップによる水拭き及び空拭き、洗剤等による洗浄。
- (2) 清掃は効率的且つ迅速に行い粗漏のないよう注意すること。

子どもの屋内運動場 清掃業務個別仕様書

子どもの屋内運動場の清掃業務は、この仕様書に従って実施するものとするが、この仕様書は作業の大要を示すもので、甲が建物管理上又は美観上必要と認めた軽微な作業については、本仕様書で定めていない事項についても、委託金の範囲内において実施するものとする。

1 清掃の実施

清掃は次により実施する。

- (1) フィルタ清掃 年2回
- (2) 硝子清掃 年1回
- (3) 長尺床清掃 年1回

- 2 清掃の場所 1階ビルトインエアコンフィルター清掃…4箇所
- 1階長尺床清掃、ワックス塗布…72㎡

- 2階ビルトインエアコンフィルター清掃…9箇所
- 2階西側窓硝子清掃…12㎡
- 2階南側吹き抜け窓硝子清掃…6㎡
- 2階長尺床清掃、ワックス塗布…74㎡

3 清掃方法

- (1) 清掃個所に応じて、自在箒による掃き掃除、モップによる水拭き及び空拭き、洗剤等による洗浄。
- (2) 清掃は効率的且つ迅速に行い粗漏のないよう注意すること。
- (3) 長尺床清掃
 - ワックス・洗剤の指定 [シーバイエス (旧ジョンソン)]
 - ・洗剤 ムリンフォワード
 - ・仕上剤 グランドスラム

山木屋地区復興拠点商業施設（とんやの郷） 清掃業務個別仕様書

とんやの郷の清掃業務は、この仕様書に従って実施するものとするが、この仕様書は作業の大要を示すもので、甲が建物管理上又は美観上必要と認めた軽微な作業については、本仕様書で定めていない事項についても、委託金の範囲内において実施するものとする。

また、清掃業務は次の「日常清掃」及び「定期清掃」を実施するものとする。

【日常清掃】

1 清掃の実施

清掃は次により実施する。

- (1) 日常清掃 週7日（年末年始を除く日）
（午前8時30分から午後12時30分まで）

2 清掃業務の内容

- (1) 玄関マット類の清掃（バキューム清掃、スポット拭き）
(2) ドアガラススポット清掃
(3) 屑入、灰皿内容物回収処理
(4) 床面掃き拭き清掃
(5) トイレ内清掃
(6) ゴミ処理
(7) 消耗品補充（トイレットペーパー等）

3 清掃方法

(1) 床面清掃

- ①椅子、テーブル等移動可能なものを移動し、掃き拭き清掃する。
②ゴミやホコリ等を除去する。

(2) 硝子清掃

硝子専用クリーナーを使用し、原則としてクロス拭き仕上げをする。

(3) トイレ清掃

次の箇所において、適宜トイレクリーナーを用いた便器清掃、消耗品の補給及び洗剤を用いた拭き清掃を行う。

- ・1階の男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ及び食堂内トイレにおける
- | | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 大便器 | 9箇所 | 洗面台 | 9箇所 |
| 小便器 | 5箇所 | 流し台 | 1箇所 |

【定期清掃】

1 清掃の実施

清掃は次により実施する。

- (1) 定期床面清掃 年1回(10月)
- (2) 硝子清掃 年1回(10月)

2 清掃業務の内容

(1) 定期床面清掃

- ①椅子、テーブル等移動可能なものを移動する。
- ②床面にクリーナー液を塗布し、洗浄機器を使用して洗浄し、汚水の吸引後、モップで乾拭きをする。
- ③樹脂ワックスを塗布し、乾燥させる。
- ④床面に汚れが生じた場合、その都度汚れの除去を行うこと。

(2) 硝子清掃

硝子専用クリーナーを使用し、スクイジー及びクロス拭き仕上げをする。高所作業の場合、タッカー及びアップスライダーを使用し清掃する。

3 清掃場所

(1) 定期床面清掃

食堂(厨房を除く)、多目的ホール、多目的ホール内倉庫、小売店、多目的広場、情報発信コーナー、トイレ及び飲食テラス

清掃面積(フローリング)	284.15㎡
(タイル他)	393.75㎡

(2) 硝子清掃

窓硝子全部

硝子面積	279.26㎡
硝子面積(高所)	10.89㎡

4 その他

清掃は、効率的かつ迅速に行い粗漏のないよう注意すること。

川俣町地区集会所 清掃業務個別仕様書

町有集会所の清掃業務は、この仕様書に従って実施するものとするが、この仕様書は作業の大要を示すもので、甲が建物管理上又は美観上必要と認めた軽微な作業については、本仕様書で定めていない事項についても、委託金の範囲内において実施するものとする。

1 清掃の実施

清掃は次により実施する。

- (1) 日常清掃（便所清掃） 月 2 回（4 時間）

2 清掃の場所

- (1) 大作集会所
- (2) 新中町集会所
- (3) 春日集会所

3 清掃方法

- (1) 清掃個所に応じて、自在箒による掃き掃除、モップによる水拭き及び空拭き、洗剤等による洗浄。
- (2) 清掃は効率的且つ迅速に行い粗漏のないよう注意すること。
- (3) 清掃開始前に担当課より鍵を受け取り、清掃後に返却すること。

中央公園清掃業務個別仕様書

中央公園の清掃業務は、この仕様書に従って実施するものとするが、この仕様書は作業の大要を示すもので、甲が施設管理上又は美観上必要と認めた軽微な作業については、本仕様書で定めていない事項についても、委託金の範囲内において実施するものとする。

1 清掃の実施

清掃は次により実施する。

- (1) 日常清掃 月 8 回 (4 時間)

2 清掃の場所

- (1) 便所清掃 (2 か所)
- (2) 外周清掃 (落葉清掃含む)

3 清掃方法

- (1) 清掃個所に応じて、自在箒による掃き掃除、必要に応じてモップによる水拭き及び空拭き、洗剤等による洗浄を実施する。
- (2) 清掃は効率的且つ迅速に行い粗漏のないよう注意すること。